

京田辺市監査公表第2号

定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和5年12月25日

京田辺市監査委員 瀧山茂樹

京田辺市監査委員 榎本昂輔

定期監査等の結果に関する報告について

第1 監査の概要

令和5年度京田辺市監査実施方針及び年間監査計画、並びに京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号。以下「監査基準」という。）に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

安心まちづくり室及び企画政策部所管の令和4年度財務に関する事務の執行及び事業の管理

3 監査の着眼点

今回の監査は、法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び事業の管理について、その事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた次の項目が適切に行われているかを確認した。

また、法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

「重点確認項目」

- (1) 京田辺市行政改革実行計画の重点プログラム事項の進捗状況について、事業管理が適切に行われているか。
- (2) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (3) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (4) 意思決定のプロセスは適切か。
- (5) 出張報告書が適切に作成されているか。

- (6) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。
- (7) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (8) 切手等の使用や保管が適切に行われているか、また郵便物を発送する際の誤発送の防止対策等が行われているか。
- (9) 個人情報を含む申請書等の管理が適切に行われているか。
- (10) 災害等の際に必要な物資の備蓄に関する管理が適正に行われているか。
- (11) 補助金や助成金等の支出事務が交付要綱等に基づき適正に執行されているか。
- (12) 物品購入や修繕等財務に関する事務が適切に行われているか、また。出納保管が適切に行われているか。
- (13) 資金前渡にかかる事務手続き及び出納保管が適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の実施については、あらかじめ対象部局に関係資料の提出を求めて書類調査を行い、その調査内容について監査等課題事項確認書を所属に照会の上、回答を求め、その回答内容について所属別に弁明、見解等の聴取（所属別ヒアリング）を実施した。

また、現地調査による状況確認として、災害時等の備蓄物資に係る管理状況、美術品の管理状況、及び「京田辺市公金管理マニュアル」に基づく資金前渡金の管理状況について現地調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

市役所庁舎監査委員事務局

市役所庁舎備蓄倉庫、三山木防災倉庫

市役所庁舎倉庫、和室、秘書広報課

(2) 監査の日程（実施期間）

令和5年8月1日から令和5年12月14日まで

第2 監査の結果

監査基準第23条の規定により、監査の結果に関する報告等を次のとおり行う。

1 監査の結果に関する報告

(1) 総括的事項

監査の結果、監査等の対象に係る財務に関する事務の執行については、法令等に基づいておおむね適正に事務処理が行われていた。

しかし、所属別に、例規の整備や財務事務手続において一部不適切なものが見受けられた。

これらのことから、次の所属別事項について、安心まちづくり室及び企画政策部内において周知徹底の上、適正な事務執行を行われたい。

(2) 所属別事項

ア 安心まちづくり室

- a 報償費の支出において、支出負担行為何書へ記載すべき指定合議漏れなど、不適切なものが一部見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。
- b 前金払において、所定の様式による支出手続がなされていないものが一部見受けられたことから、適正な財務事務の執行を行われたい。
- c システム使用契約事務について、契約条項の履行確認に一部不備なものが見受けられたことから、適正な契約事務を行われたい。
- d 複数の契約事務における日付の不整合、長期継続契約の契約期間記載方法及び検査員確認において、一部不適切なものが見受けられたことから、所属における決裁の確認を十分に行われたい。
- e 補助金交付に係る概算払の処理において、所定の様式による支出手続がなされていないものが一部見受けられたことから、適正な財務事務の執行を行われたい。
- f 安心まちづくり室が所管する事務の関係例規等において、事務事業の運用実態との整合がとれていないものが一部見受けられたことから、関係例

規等の見直しを行い、適切な事務の実施を図られたい。

イ 企画調整室

- a 出張にかかる旅費の精算について、事務の遅延が見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。
- b 随意契約に係る事務処理において、支出負担行為伺書へ記載すべき随意契約に係る適用該当条項の記載漏れや、契約に係る「請書その他これに準ずる書面」を徴取していないなど、不適切なものが一部見受けられたことから、適切な事務処理を行われたい。
- c 手数料支払にかかる契約事務について、契約条項の不備や契約条項の履行確認、給付の完了を確認するための検査手続に一部不備なものが見受けられた。また、手数料の支払事務について、支払遅延が一部見受けられたことから、適正かつ効率的な契約事務を行われたい。

ウ 秘書広報課

- a 予算の支出において、歳出予算科目の一部不適当なものが見受けられたことから、適切な予算科目からの執行に留意されたい。
- b 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約について、市契約規則に定める公表が行われていないものが見受けられたことから、規則に定める公表を遺漏なく行われたい。
- c ソフトウェアのライセンス契約や保守契約について、契約条項に一部不備なものが見受けられたことから、適正な事務処理を行われたい。

エ 都市みらい室

特に指摘すべき事項等はない。

2 監査の結果に関する報告に添える意見

- (1) 契約書、請書（その他これに準ずる書面を含む）、仕様書及び完了届その他の関係書類は、契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認を行う際の基礎となるものであることから、その目的が達せられるよう適正な契約事務を行われたい。

(2) 法令や条例、規則等に基づいた事務執行は、行政運営の基本であり、関係例規等の整備は大変重要である。所管の例規等の一部において、現在の事務事業の運用と異なるものなど、必要な改正手続が行われていないものが見受けられた。所管の例規等を改めて点検され、必要な手続を遅滞なく行い、適切な事務がなされるよう図られたい。

(3) 市が取得した美術品は、市民の貴重な財産であり、本市の文化の向上のために重要な役割を担っている。市民に鑑賞の機会を提供するなど今後の美術品の有効な活用方策の検討を図られるとともに、台帳の整理を進められたい。

3 監査の結果に関する報告に係る勧告

勧告すべき事項はない。